

10月に保育料が無償化へ

10月から、幼稚園、保育所、認定こども園などに通う主に3～5歳の幼児にかかる保育料が無償になります。詳しい内容や具体的な手続きなどは、決まりしだい市ホームページでお知らせします。☎保育幼稚園室 (TEL6384・1592 FAX6384・2105)。



幼稚園・認定こども園・保育所を利用している場合

3～5歳児

無償になる期間 満3歳になった後の最初の4月(幼稚園は満3歳になった日)から小学校就学前の3月まで、保育料が無償になります。今年度は、10月以降の保育料が対象。子ども・子育て支援新制度の対象でない幼稚園は、月額2万5700円まで保育料が無償に。

無償化対象外 給食費(これまで保育料に含まれていた給食材料費も対象外に)、通園送迎費、行事費、教材費など。

預かり保育の無償化 保育の必要性があると市の認定を受けた場合、利用金額と日額450円×利用日数(上限1万1300円)とを月ごとに比べ、低い方の金額まで利用料が無償になります。

0～2歳児

市はすでに先行して実施していますが、市民税非課税世帯は保育料が無償になります。

認可外保育施設・ベビーシッターなどを利用している場合

保育の必要性があると市の認定を受けた場合、保育料の一部が無償になります。今年度は、10月以降の保育料が対象。対象施設は、認可外保育施設の届出をし、指導監督基準を満たすものに限り(ただし、5年間の経過措置期間中の対象施設に関する基準は未定)。

3～5歳児

無償になる期間 満3歳になった後の最初の4月から小学校就学前の3月まで。月額3万7000円まで保育料が無償になります。

0～2歳児

市民税非課税世帯は、月額4万2000円まで保育料が無償になります。

0～2歳児対象 小規模保育・事業所内保育事業所などを利用している場合

市はすでに先行して実施していますが、市民税非課税世帯は保育料が無償になります。

障がい児通園施設などを利用している場合

3～5歳児の利用料が無償になります。今年度は、10月以降の利用料が対象。幼稚園、保育所、認定こども園を併せて利用する場合は、利用料と保育料が無償になります。☎こども発達支援センター (TEL6339・6105 FAX6387・5734)。